

| |
|--------------|
| 手続名 |
| 遺族基礎年金給付関係手続 |

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線317、318、319）

手続説明

・概要
国民年金の被保険者または被保険者であった方で保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳到達年度の末日まで、あるいは、1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで支給されます。

・受給資格要件
次の①～④のいずれかに該当する夫（妻）または親が死亡した場合、その死亡した方に生計を維持されていた妻（夫）または子が受給することができます。

- ①国民年金の被保険者であること。
- ②国民年金の被保険者資格喪失後で60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していること。
- ③老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間とを合算した期間が25年以上ある方に限る）であること。
- ④保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間とを合算した期間が25年以上を満たしていること。

ただし、①、②の場合、死亡日の前日において以下の「保険料納付要件」のいずれかを満たすことが必要です。

- ・保険料納付要件（上記①、②の場合）
 - ・死亡日に前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間等を含む）が全被保険者期間の3分の2以上あること。
 - ・平成38年4月1日前的場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの、直近の1年間の被保険者期間に保険料の未納期間がないこと。

必要書類

- 1、マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- 2、年金手帳または基礎年金番号通知書
- 3、戸籍謄本（記載事項証明書）
- 4、世帯全員の住民票の写し
- 5、死亡者の住民票の除票
- 6、請求者の収入が確認できる書類（所得証明書、課税[非課税]証明書、源泉徴収票等）
- 7、子の収入が確認できる書類（義務教育終了前は不要。高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証等）
- 8、市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書
- 9、受取先金融機関の通帳等（本人名義）

★制度の概要や必要書類の詳細等は手続詳細URLにてご確認ください。

手続詳細URL

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-03.html>

| | |
|-----------------|----------------------|
| 出張所での取扱い | 木曜延長・休日開庁の取扱い |
| なし | なし |